

(電子メール施行)
環整第 1024 号の 3
令和 3 年 4 月 13 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター 会長
兵庫県環境事業商工組合 理事長
兵庫県環境整備事業協同組合 理事長 } 様

農政環境部環境管理局環境整備課長

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の改正について（通知）

本県の浄化槽行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 31 日付けで、行政手続きにおける押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則が公布され、同年 4 月 1 日付けで施行されました。この規則の施行により、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則で定める申請書様式等が改正されましたのでお知らせします。

なお、当該申請書様式等はひょうごの環境ウェブサイト上で公開しております。

記

1 改正の概要

- (1) 規則様式中の押印を求める「㊟」の削除。
- (2) 押印の廃止に伴い、本人確認のための「電子メール」欄の追加。

2 添付資料

- (1) 改正規則様式（第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号から第 11 号）
- (2) 兵庫県広報（令和 3 年 3 月 31 日第 5 号外）

(問い合わせ先)
農政環境部環境管理局環境整備課
循環型社会推進班（担当：隈部）
Tel:078-341-7711（内線:3350）、Fax:078-362-4189